

長久手市における土壤汚染について

学校法人愛知淑徳学園（名古屋市千種区）が、長久手市内の愛知淑徳大学長久手キャンパスにおいて、土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、事業者に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

（1）報告者

学校法人愛知淑徳学園

（2）報告年月日

2026年7月3日（金）

（3）汚染が判明した土地の所在地

愛知県長久手市片平^{かたひら}二丁目17番18の一部

（4）報告の根拠

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

（5）調査結果

ア 土壤溶出量

次表のとおり、法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ひ 砒素及び その化合物	0.014mg/L (1.4倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	1.6～2.1m	1 / 39

注1：（ ）内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量

全ての調査地点で法に規定する土壤含有量基準に適合しました。

（6）当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、地下水汚染の有無を調査するとともに、深度調査により汚染範囲を把握した上で、措置を検討します。

県は、事業者に対し、土壤汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壤溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

学校法人愛知淑徳学園 長久手キャンパス 管財・情報管理室 事務室

住所：愛知県名古屋市千種区桜が丘23番地

電話：0561-62-4111

4 調査対象地の概要

(1) 面積

2,785.17m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1975年から愛知淑徳大学長久手キャンパスの施設等の敷地として利用されています。今回汚染が判明した砒素及びその化合物は調査対象地内において取扱履歴がありますが、漏洩事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○基準を超過した特定有害物質について

- ・ 砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重1kgあたり砒素として1.5～500mgと考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)